

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の追加指定について

大阪府知事

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第四章の都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を追加指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 西除川の河川区域内で、下記4の図に示す範囲

(2) 狭山池の位置づけ

狭山池は飛鳥時代に西除川をせき止めて築造されたわが国最古のダム形式のため池で、飛鳥時代（西暦616年頃）の築造以来、様々な歴史上著名な人物が改修にかかわり、多くの人々の献身的な努力によって現代まで守られてきた。

わが国の歴史・文化と深い関係性を有する狭山池は、きわめて重要な「生きつづける遺産」であり、平成27年には国の史跡としての指定を受けた。同時に、大阪狭山市のシンボル、府民・市民のコミュニケーション拠点としても広く親しまれており、市民ボランティアによる清掃活動やガイドウォークなどが毎月開催されている。

また平成28年には、狭山池が築造から1400年の節目を迎えることを記念し、官民協働で設立した狭山池築造1400年記念事業実行委員会により様々な事業を実施した。

大阪狭山市魅力情報の発信拠点として新たに施設が整備されており、恒常的な賑わい創出の場として位置付けられることから、今後も水辺空間を活かしたにぎわいの創出や地域の活性化が期待される地域である。

(3) 追加指定年月日

令和6年3月12日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、切符売場、案内所、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、1(2)「狭山池の位置づけ」を踏まえて河川敷地の利用を行う

ものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、西除川狭山池橋上流 100m地点から狭山池北堤までの範囲とする。

【狭山池エリア】

